

品種登録制度

育成者権 種苗法



スイートピー



赤いスイートピー

栃木県が開発した主な品種

いちご

スカイベリー
(登録商標)
登録品種名：栃木127号
(品種登録：第23749号)
※栽培は栃木県内限定



※文字商標「スカイベリー」及び図形商標は栃木県の登録商標です。スカイベリーの加工品にこれらを使用する際には、経営技術課までお問い合わせ下さい。

なつおとめ
(品種登録：第20766号)
※栽培は栃木県内限定

とちひとみ
(品種登録：第15007号)

とちひめ
(品種登録：第9512号)
※栽培は栃木県内限定
(日光産地のみ)

なし

おりひめ
(品種登録：第24372号)
※栽培は栃木県内限定



きらり
(品種登録：第14786号)
※栽培は栃木県内限定

花き

【あじさい】
きらきら星
(品種登録：第24281号)
※栽培は栃木県内限定



【りんどう】
栃木r2号、3号
(品種登録出願中)
※栽培は栃木県内限定



谷すむかり
(品種登録：第14775号)

水稲

とちぎ酒14
(品種登録：第15391号)
※栽培は栃木県内限定

とちぎの星
(品種登録：第24269号)



大麦

スカイゴールデン
(品種登録：第11466号)

サキホゴールデン
(品種登録：第17311号)

とちのいぶき
(品種登録：第21710号)

アスカゴールデン
(品種登録：第22415号)

ニューサキホゴールデン
(品種登録出願中)

HQ10
(品種登録出願中)

にら

ゆめみどり
(品種登録出願中)
※栽培は栃木県内限定



うど

栃木芳香1号、2号
(品種登録：第21788号、第21789号)
※栽培は栃木県内限定



栃木県が開発した品種（登録中又は出願中の品種に限る。）は、上記品種のほか、かぼち「ニューなかやま」を含む22品種です。（記載は平成28年10月現在の内容です）

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20
問い合わせ先 栃木県農政部長官技術課 普及情報担当
電話：028-623-2313 E-mail: eagriinfo@pref.tochigi.lg.jp

主な農産物の保護制度

法律: 農産物の保護内容 (監督官庁)

特許法: 農産物の加工品, 家畜の飼育方法, 農機, 農薬, 遺伝子組み換え, 動植物の品種改良などの**発明**に対して特許 (特許庁)

商標法: 農業製品に使用する**マーク**を商標登録によって保護 (特許庁)

種苗法: 種苗登録**品種**について, その育成者を保護 (農林水産省)

不正競争防止法: 他人の農業製品の模倣品販売, 原産地名や商標の不正使用といった**不正競争**に対する保護 (経済産業省)

関税法: 平成15年改正によって, 植物新品種に関する育成者権侵害物品を**輸入禁制品**に追加し, 輸入差止申立制度の対象 (財務省・国税庁)

2

30年度【知的財産法】杉山 務

品種登録出願・登録件数の推移



3

30年度【知的財産法】杉山 務

保護対象物

新品種を育成した者(育成者及びその承継人)が品種登録の出願をすることができる

とちおとめ



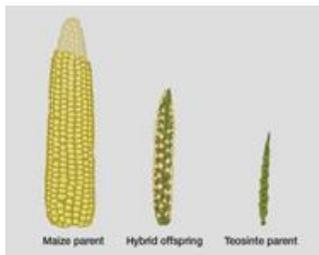
あまおう



「あまおう」は登録商標
赤くて、丸くて、大きくて、美味しい

4

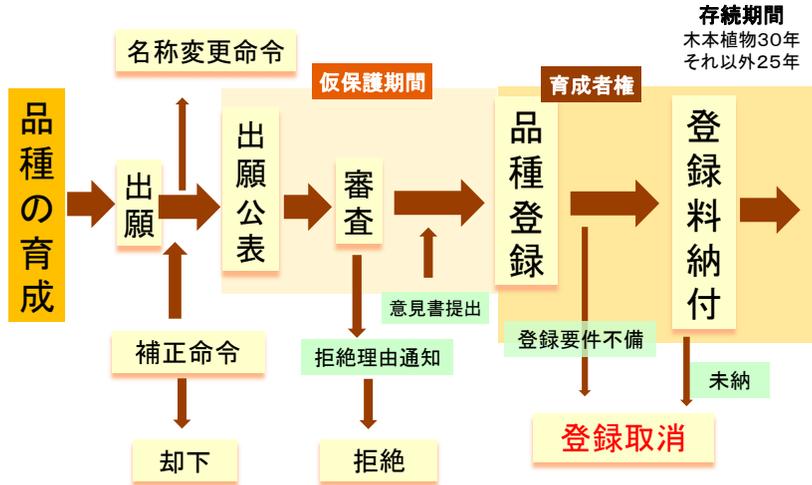
30年度【知的財産法】杉山 務



5

30年度【知的財産法】杉山 務

品種登録の流れ



6

30年度【知的財産法】杉山 務

品種登録要件

登録要件		内容
特性審査の要件	区別性 (Distinctness)	既存品種と重要な形質(形状、色、耐性等)で明確に区別できること
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること (播いた種子から同じものかできる)
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること (何世代増殖を繰り返しても同じものかできる)
未譲渡性	出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと 外国での譲渡は、日本での出願日から4年(木本性植物は6年)さかのぼった日より前になされていないこと	
名称の適切性	品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと	

7

30年度【知的財産法】杉山 務

4. 具体的取組の参考資料 DNAによる品種識別技術の開発状況

育成者権を侵害した国内外での無断栽培や、店頭での品種偽装表示の問題が発生している。
そこで、DNAによる品種識別技術を確立し、育成者権の保護と偽装表示の防止に役立てる。

作物名	プロジェクト研究等による平成18年までの成果
稲	・ 200品種以上が識別可能
小麦	・ 20品種について識別が可能 ・ 「さぬきの夢2000」と国内主要麺品種との識別が可能
いんげん豆・小豆	・ いんげん豆は9品種、小豆は8品種、「きたのおとめ」「しゅまり」は海外の在来種との識別が可能
いちご	・ 「とちおとめ」、「あまおう」等70品種の識別が可能
もも及び近縁種他	・ もも50品種、すもも120品種、おうとう100品種、うめ40品種、あんず20品種、びわ30品種が識別が可能
なし・りんご	・ なし100品種、りんご80品種の識別が可能
茶	・ やぶきた等47品種の識別が可能
いぐさ	・ ひのみどりと16品種の識別が可能
しいたけ	・ 140品種を特定するDNA情報をネット上で公開

8

官邸知財本部資料

30年度【知的財産法】杉山 務

品種登録できない品種名称

- 1つの品種について複数の品種名称があるとき
- 種苗等の商品・役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
- 出願品種に関し誤認を生じ、又は識別について混同を生じる恐れのある品種名称であるとき

【参考】商標法四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による**品種登録を受けた品種の名称**と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用するもの

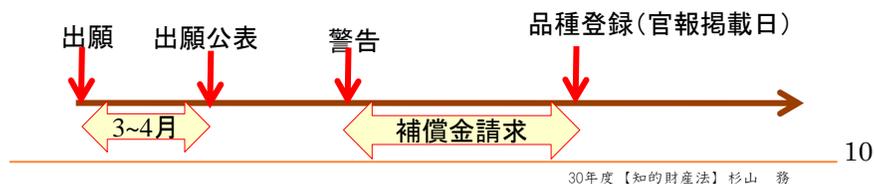
9

30年度【知的財産法】杉山 務

仮保護(保証金請求権)

仮保護の期間 仮保護の内容

出願公表から品種登録までの間
出願者は、品種登録後、審査期間中に自己の出願品種の種苗等の生産・譲渡等をした者に対して利用料相当額の補償金の請求が可能
ただし、事前に書面による警告等を行った場合及び利用者が出願品種であることを知っている場合



30年度【知的財産法】杉山 務

出願料・登録料

1. 出願料 1品種 47,200円

2. 登録料

ア. 年間登録料

登録後の年度	年間登録料
1~3年	6,000円/年
4~6年	9,000円/年
7~9年	18,000円/年
10~30年	36,000円/年

イ. 登録料の納付期限

登録後の年度	納付期限
1年目	品種登録の日から30日以内
2年目	各年の登録日当日以前

- 2年目以降の登録料は、納付期限後6月以内に登録料の外に同額の割増料金を追納すれば、登録を継続可能
- 登録料は毎年払い、又は数年分一括して納付可能

30年度【知的財産法】杉山 務

11



あおり21



あおり27

リンゴ開発20年水の泡 苗木流出不安広がる 青森県

青森県が開発したリンゴ「あおり21」「あおり27」の品種登録が、登録料の納付漏れという県農林水産部のうっかりミスで取り消された。

<あおり21> 11月が収穫期の晩生種で、長期の貯蔵でも品質が低下しにくい。「ふじ」の後継種として期待

<あおり27> 10月後半が収穫期。すりおろすなどして果肉が空気に触れても変色しにくく、ジュースなどの加工用に適している。



2008年11月02日

14

30年度【知的財産法】杉山 務

おうとう「紅秀峰(べにしゅうほう)」

平成17年5月に発売されたグルメ雑誌に山形県が育成者権者であるおうとう「紅秀峰」がオーストラリアから日本への輸出準備が進められている記事が掲載されました。山形県が品種保護Gメンの協力を得て調査したところ、「紅秀峰」の穂木が無断で国外へ持ち出されていたことが判明したため、平成17年11月、山形県は穂木を輸出したオーストラリア人を刑事告訴し、税関に輸入差止め申請を行いました。



その後、オーストラリア人が反省の意を表明し、育成者権の存続期間終了後も一定期間「紅秀峰」を輸出自粛する等で山形県と合意したため、山形県も刑事告訴を取り下げて和解しました。

15

30年度【知的財産法】杉山 務

種苗の自家増殖 「原則禁止」へ転換
海外流出食い止め 法改正視野, 例外も 農水省

2018年05月15日

農水省は、農家が購入した種苗から栽培して得た種や苗を次期作に使う「自家増殖」について、原則禁止する方向で検討に入った。これまでの原則容認から規定を改正し、方針を転換する。優良品種の海外流出を防ぐ狙いで、関係する種苗法の改正を視野に入れる。

自家増殖の制限を強化するため、農家への影響が懸念される。これまで通り、在来種や慣行的に自家増殖してきた植物は例外的に認める方針だが、農家経営に影響が出ないよう、慎重な検討が必要だ

日本農業新聞 <https://www.agrinews.co.jp/p44074.html>

16

30年度【知的財産法】杉山 務

ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

28回(11日:金)は、その他の知的財産権関連

- 1 不正競争防止法
- 2 独占禁止法
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
- 3 回路配置利用権
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- 4 水際措置(関税法)
- 5 弁理士制度

17

30年度【知的財産法】杉山 務

参 考

従属品種とは 既に品種登録されている品種を、変異体選抜、戻し交雑、遺伝子組み換え、非対称細胞融合などして、育成された品種

交雑品種とは 「F1品種」と呼ばれ、繁殖のために常に登録品種を交雑させる必要のある品種のことで、例えば、品種Aの種子を創る場合、必ず登録品種である品種Bと品種Cを交雑しなければならない場合は、品種Aは品種BとCの交雑品種となる。

30年度【知的財産法】杉山 務

F1 (えふわん) ⇔ 固定種(こていしゅ)

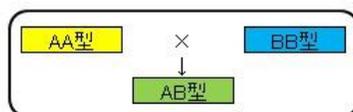
First Filial Hybridという言葉略したもの。

意味は、交配された (Hybrid)、雑種世代の (Filial)、一代目 (First)。一代交配 (いちだいこうはい)、一代雑種 (いちだいざっしゅ) ともいう。優れた性質を持った個体を掛け合わせて、両方の良い部分を受け継いだ次世代のこと。

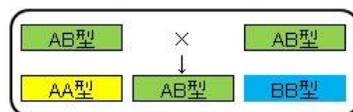
生産者にとって好ましい性質 (病害虫に強い、生育が良い、味が良い、収穫が多い等) を持ち、安定的に高品質な収穫が見込める。

ただし、F1から採取した種子にはその性質が遺伝せず、品質が低下するため、同じ品質を保つためには、毎年タネを購入する必要がある。

人の血液型を例にしたF1品種の仕組み



ホモ接合 (AA型とBB型) の両親からは1種類 (AB型) の子供しか生まれない。この子供がF1品種に相当する。

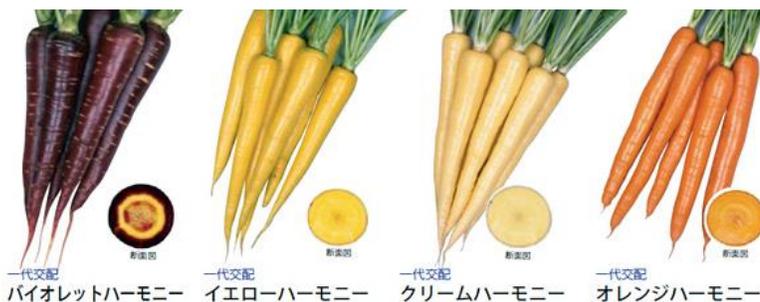


ヘテロ接合 (AB型) の両親からは多様な子供が生まれる。F1品種から種を取っても、兄弟間でばらついてしまうので品種とはいえない。

30年度【知的財産法】杉山 務



30年度【知的財産法】杉山 務



品種名	熟期	根長	根径	草勢
バイオレットハーモニー	播種後 110 日	20 ~ 25cm	3 ~ 4cm	強
イエローハーモニー	播種後 120 日	20 ~ 25cm	3 ~ 4cm	強
クリームハーモニー	播種後 120 日	20 ~ 25cm	3 ~ 4cm	強
オレンジハーモニー	播種後 120 日	20 ~ 25cm	2 ~ 3cm	中



注意！ ネオコート種子について
 ハーモニーシリーズの販売は全てネオコート種子になります。薄くコーティングされており播種しやすい形状で、土との識別がしやすいように着色されています。大きさは左図のように、一般的なコート種子より小さいタイプです。お持ちの播種機に対応できない可能性がありますので、ご購入の前に確認をお願い致します。
 ※「ネオコート」種子は通常の「コート種子」や「ベレット種子」と区別できるように丸種周が独自に付けた名称です。

●バイオレットハーモニー

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
冷涼地												
中間地												
暖地												

●イエロー・クリーム・オレンジハーモニー共通

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
冷涼地												
中間地												
暖地												

<https://www.engel.net/Browse.asp?ID=70938>

30年度【知的財産法】杉山 務

「種を支配するものは世界を支配する」

2011年度 種子メジャー

1位モンサント(米・世界シェア26%), 2位デュポン・パイオニア(米18.2%), 3位シンジェンタ(スイス9.2%), サカタ(日1.6%未満), 10位タキイ(日1.6%未満) 上位5社の世界シェアは60% 2018年現在90%以上が外国産(日本含む)

韓国では、種苗大手5社がバイオメジャーに株を握られて資本傘下におかれた結果、欧米では食べない大根等の根菜類、ハクサイ他、キムチ用野菜の開発、育種ができなくなった。それは困るということになり、韓国財閥が韓国キムチ用野菜の事業権を買い戻すことになった、らしい。

ターミネーター・テクノロジーとは、遺伝子操作により、次世代の種を付けても発芽ができない技術で、種苗会社の権利と利益を守るために開発されたという。この遺伝子を組み込まれた種は、花が咲き、飛び散った花粉がついてできた種は、次に地面に蒔かれて発芽しようとした途端、組み込まれた遺伝子から毒素が出て自殺させられてしまう。第2世代は発芽しようとしても枯れてしまうので、GM遺伝子汚染がなくなるというが、この花粉と交雑したこれ以外の植物も同様に、発芽の際に自殺させてしまうという何とも恐ろしい技術

団体商標：構成員に使用させる商標を所定の団体が登録できる制度
一般社団法人，商工会議所，商工会，NPO法人など

- **地域団体商標**：地域の名称及び商品〔役務〕の名称等からなる商標について，一定の範囲で周知となった場合には，事業協同組合等の団体による商標の登録制度
目的：地域ブランドを適切に保護することにより，事業者の信用の維持を図り，産業競争力の強化と**地域経済の活性化**を支援

商標は，**地域の名称＋商品又は役務の名称**

類型1：地域の名称＋商品（役務）の普通名称

○○りんご，○○みかん：江刺りんご，能登牛，京くみひも，博多人形

類型2：地域の名称＋商品（役務）の慣用名称

○○焼，○○織：塩原温泉，笠間焼，吉野材，博多織

類型3：地域の名称＋商品（役務）の普通名称又は慣用名称＋産地等を表示する慣用文字

本場○○織：本場結城紬，群馬の地酒，琵琶湖産鮎

- ① 出願人（団体）が主体要件を満たしていること
 - ② 構成員に使用をさせる商標であること
 - ③ 商標が使用をされた結果，周知となっていること
 - ④ 商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること
 - ⑤ 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有していること
 - ⑥ 普通名称化していないこと，他に周知となっている同一・類似の商標がないこと，商品（役務）の品質の誤認を生じさせるおそれがないこと等
- ★ その他の登録要件を満たしていること（不登録事由に該当しない）

栃木県，茨城県の地域団体商標

本場結城紬（ほんばゆうきつむぎ）本場結城紬卸商協同組合，茨城県本場結城紬織物協同組合，栃木県本場結城紬織物協同組合（茨城県 栃木県）5026150

笠間焼（かさまやき）笠間焼協同組合（茨城県）5082726

塩原温泉（しおばらおんせん）塩原温泉旅館協同組合（栃木県）5067303

鬼怒川温泉（きぬがわおんせん）鬼怒川・川治温泉旅館協同組合（栃木県）5315242

川治温泉（かわじおんせん）鬼怒川・川治温泉旅館協同組合（栃木県）5315243

中山かぼちゃ（なかやまかぼちゃ）那須南農業協同組合（栃木県）5555021

益子焼（ましこやき）益子焼協同組合（栃木県）5595844

真岡木綿（もうかもめん）真岡商工会議所（栃木県）5826769

氏家うどん（うじいえうどん）氏家商工会（栃木県）5817109

種苗法

キーワード

権利期間：25年（草）30年（木），審査後設定登録から

出願公表：遅滞なく，先願主義，

育成者権：自家増殖，商標権，加工品

農林水産省，登録制度，審査（区別性，均一性，安定性，未譲渡性1年4年，名称）

参考資料：

品種登録制度

目的：新品種の保護のための品種登録に関する制度，指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより，品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り，もって農林水産業の発展に寄与(1条)

・保護対象植物：栽培される全植物（種子植物，しだ類，せんたい類，多細胞の藻類）と「きのこ」

品種登録の要件：

(1) 区別性(Distinctness) (3条1号)

既存品種と重要な形質で明確に区別できること（形状，色，耐病性等）

(2) 均一性(Uniformity) (3条2号)

同一世代でその形質が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）

(3) 安定性(Stability) (3条3号)

増殖後も形質が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）

(4) 未譲渡性 (4条2項)

出願日から1年遡った日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと，外国での譲渡は，日本での出願日から4年（永年性植物は6年）遡った日

(5) 名称の適切性 (4条1項)

品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしくないこと

商標法四条 次に掲げる商標については，前条の規定にかかわらず，商標登録を受けることができない。

十四 種苗法第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて，その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

登録できない品種名称

① 1つの品種について複数の品種名称があるとき

② 種苗又はこれと類似の商品についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき

③ 種苗又はこれと類似の商品に関する役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき

④ 出願品種に関し誤認を生じ，又は識別について混同を生じる恐れのある名称であるとき

★ 他に

・先願であること(9条) (特許のように進歩性は不要で区別性が必要)

・権利保護期間：木本植物30年 それ以外25年(19条)

・共同出願(5条)，は特許出願に同じ(特38条)

・職務育成品種の育成者(8条)は，職務著作(著15条)に同じ

・同一の品種出願は，先願者のみが品種登録(9条) 同日規定はない

・出願公表(14条)は，商標と同じ(商12条の2)だが，補償金は特許と同じ(特65条)

・共有に係る育成者権，専用利用権，通常利用権，先育成による通常利用権は特許とほぼ同じ(23～27条)

・育成者権には，差止請求権，損害の額の推定，過失の推定，具体的態様の明示義務，秘密保持命令，当事者尋問の公開停止等，特許と同じ規程

・拒絶理由がない場合は，まず品種登録(18条)

その旨を通知し公示，30日以内に第1年分の登録料納付，未納であれば登録取消

・育成者権は，試験研究及び自家増殖には及ばない(21条)，権利消尽(21条)